

豆営業の協力金



申請サポート実施中

コロナ拡大は「政治の失敗」が原因であり、協力金を受け取るのは 当然の権利です。民商は申請から経営相談まで親身にサポート。時短 営業するか悩んでいる方も含め、気軽にご相談ください。また民商は、 協力金の増額と支援の拡充を求めています。一緒に声をあげましょう。

【概要】3つの期間ごとに申請が必要です

府の要請	期間	11/27~12/15	12/16~1/13	1/14~2/7
	地域	大阪市北区・中央区	大阪市全域	大阪府全域
	業種	酒類提供を行う飲食店等		飲食店営業許可を
				取得している店舗
	内容	5 時~21時内の営業		5時~20時内の営業
				酒類提供は11時~19時
協力金	支給額 (1事業所)	最大 5 8 万円	最大156万円	最大150万円
	申請受付	12/16~1/29	1/14~	2/8~
		大阪市へ	大阪市へ	大阪府へ

【要件】

- ① 府の要請地域・業種・内容にあてはまること(上図参照)。
- ②飲食店営業許可など、必要な許認可を取得していること。
- ③「感染防止宣言ステッカー」を導入していること等。
 - *必要書類:許認可証・通帳・申告書のコピー・店舗写真・免許証など。
 - *元々の営業時間が府の時短要請の時間内は対象外です。

迷っている方はご相談な



コロナに負けず商売

商売なんでも相談ダイヤル

2000000 €

